

平成 31 年度与党税制改正大綱のポイントその 2

Q：平成 31 年度与党税制改正大綱について、
中小企業税制を中心に主な改正案を教えてください

A：個人事業者の代替わりも促進

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

【概要】認定相続人・受贈者が、青色申告の承認を受けていた個人事業者から、贈与又は相続等により事業の用に供されていた「特定事業用資産」を取得し、事業を継続する場合には、その特定事業用資産の課税価格に対応する相続税又は贈与税の全額を猶予する。

項目	内容
納税猶予対象資産	被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた次の資産 土地（400㎡までの部分） 建物（床面積800㎡までの部分） 一定の減価償却資産
納税猶予税額	担保提供を条件に、特定事業用資産の課税価額に対応する相続税の全額を猶予
被相続人の要件	相続開始前に青色申告の承認を受けていること
相続人の要件	認定相続人（承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者）であること 相続開始後に青色申告の承認を受けていること
承継計画の提出	2019年4月1日から2024年3月31日までに都道府県へ承継計画の提出が必要
特定事業用資産の現物出資	相続税申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合、認定相続人がその会社の株式等を保有している場合等のときは、納税猶予を継続
継続届出書の提出	税務署長に対し相続税の申告期限から3年毎に継続届出書の提出が必要
小規模宅地等の特例の適用	特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用は不可

【適用時期】2019年1月1日から2028年12月31日までの間の贈与又は相続等に適用。

【ポイント】認定受贈者が贈与者の推定相続人以外でも、相続時精算課税制度の適用が可能となる。

2 その他の税制改正（1）事業継続力強化設備投資促進税制の創設

【概要】防災・減災設備投資を対象にその取得価額の20%の特別償却ができる制度。

対象資産	取得価額
機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上

【要件】青色申告書を提出する中小企業者 中小企業等経営強化法（改正法）の事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けること。【適用時期】中小企業等経営強化法の改正法施行の日から2021年3月31日までの間に取得し事業の用に供した場合。（2）住宅借入金等の特別控除の特例の創設【概要】消費税率10%の住宅取得等について、住宅ローン控除期間を3年延長し13年間とする。【適用時期】2019年10月1日から2020年12月31日までに居住の用に供した場合に適用。

平成 31 年 3 月
税理士法人石井会計